

## 令和 4 年度 合流式下水道緊急改善事業の総合的評価と今後のあり方検討会 設置趣旨（案）

汚水と雨水を同一の管きよで排除する合流式下水道は、早くから下水道事業に取り組んできた大都市を中心に全国 191 の都市で採用され、これまで公衆衛生の向上に加えて、浸水防除の向上等に大きな役割を果たしてきた。一方、合流式下水道は雨天時に雨水と汚水が混合した下水の一部が未処理で河川などに放流される仕組みであることから、放流先の水質悪化や、公衆衛生上の影響、生態系への影響の懸念に加え、平成 13 年の東京湾への白色固形物の漂着等が社会的問題となったことをきっかけに、「合流式下水道改善対策検討委員会」が設置され、合流式下水道の改善対策がとりまとめられた。

これを受けて、国土交通省では、平成 15 年に下水道法施行令を改正し、雨水の影響が大きいときの水質基準などを定めるとともに、「合流式下水道緊急改善事業」を創設し、処理区域面積に応じて、平成 25 年度及び令和 5 年度までに一定水準の対策完了を義務づけ、緊急的かつ集中的に対策に取り組んできたところである。

令和 5 年度の期限を目前に控え、全ての地方公共団体では緊急改善事業の完了が見込まれており、国土交通省では、放流先水域の改善状況や施設整備の状況を取りまとめ、事業評価するとともに、その成果を広く国民へ発信していく必要がある。

また、緊急改善事業により水質改善が着実に進んだ一方、大都市を中心に、感潮河川など地形的な条件や水辺環境を活かしたまちづくりが行われている水域に対して、地域の特性やニーズに応じた、さらなる水質改善対策の検討が必要となっている。

本検討会は、これまでの合流式下水道緊急改善事業について総合的に評価するとともに、今後の合流式下水道のあり方について検討を行うものである。